

公 告

浜田市金城町小国の土地の一部について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)第30条第4項の規定に基づき筆界案を作成したので、下記のとおり公告する。

令和8年1月23日

浜田市長 三 浦 大 紀

記

- 1 土地の所在・地番
浜田市金城町小国イ 806 番 2
- 2 筆界案を確認することができる場所
浜田市都市建設部建設企画課(浜田市役所北分庁舎3階)
- 3 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
浜田市(都市建設部建設企画課地籍調査係)
- 5 公告期間
令和8年1月23日から同年2月12日まで
筆界案の確認は、期間中の午前9時30分から午後4時30分までとする。
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
第3項の者は、公告期間内に意見を申し出ることができる。
公告期間を経過しても申出がないときは、準則第30条第4項の規定に基づき調査を行う。

公 告 日 程

	年 月 日	時 間	場 所
1	令和8年1月23日 (金)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
2	令和8年1月24日 (土)	休み	休み
3	令和8年1月25日 (日)	休み	休み
4	令和8年1月26日 (月)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
5	令和8年1月27日 (火)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
6	令和8年1月28日 (水)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
7	令和8年1月29日 (木)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
8	令和8年1月30日 (金)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
9	令和8年1月31日 (土)	休み	休み
10	令和8年2月1日 (日)	休み	休み
11	令和8年2月2日 (月)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
12	令和8年2月3日 (火)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
13	令和8年2月4日 (水)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
14	令和8年2月5日 (木)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
15	令和8年2月6日 (金)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
16	令和8年2月7日 (土)	休み	休み
17	令和8年2月8日 (日)	休み	休み
18	令和8年2月9日 (月)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
19	令和8年2月10日 (火)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課
20	令和8年2月11日 (水)	休み	休み
21	令和8年2月12日 (木)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所 北分庁舎内 建設企画課